ビタミンM

~ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ~ (2023年2月号)

<今月のトピックス>

- ・出産育児一時金、50万円に増額
- ・協会けんぽの申請書、新様式へ変更
- ・オンライン事業所年金情報サービス開始

出産育児一時金、50万円に増額

ビタミンMの"M"とは、"Management"を指し、"お客様の経営に効く" "お客様に活力を与える"存在でありたいとの願いが込められています

健康保険法施行令について、出産育児一時金等の支給額について改正し、来年度から金額を引き上げることが厚生 労働省の社会保障審議会で了承されました。(2023年4月1日施行)

並出産育児一時金とは

出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険法等に基づく保険給付として、妊娠4ヵ月(85日)以上の方が出産し たとき、一児につき42万円の一時金を支給する制度です。

> 【支給額】 現行: 42万円 改正後: 50万円

率*手続方法*

直接支払制度を利用すれば、医療機関の窓口で一時金を超えた分を支払えばよく、特別な手続きは不要です。 出産費用が一時金の額より少ない場合は、加入の健康保険の保険者へ差額を請求することができます。

協会けんぽの申請書、新様式へ変更

協会けんぽの各種申請書様式が2023年1月より新様式へ変更されました。

素主な変更のポイント

- ①傷病手当金・出産手当金支給申請書の事業主証明欄記入方法を簡素化
- ②振込先指定口座について、受取代理人欄削除
 - ⇒例えば、休職等により給与支給がなく本人から社会保険料を徴収できない場合などに、手当金の受取口座を 事業所の口座にすることで社会保険料未徴収分と相殺することができなくなりました。

オンライン事業所年金情報サービス開始

社会保険料について「増減内訳 書」の郵送を年金事務所に依頼した ところ、オンラインサービスの利用を

これはどういったものでしょうか。



日本年金機構が2023年1月より新たに開始し たサービスで、毎月の社会保険料額等の情報 をオンラインで取得できるようになりました。

利用するにはGビズIDを取得し、e-Govのマイ ページにログイン後、利用申し込みを行います。

【取得できる情報】

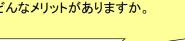
- •社会保険料額情報
- •保険料増減内訳書
- •保険料算出内訳書
- •決定通知書等
- ・届出に必要な被保険者データ



「電子申請・オンライン事業所年金情報サービスGUIDE BOOK」

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/online_jigyousho/online_jigyousho.files/guidebook.pdf

このオンラインサービスを利用すると、 どんなメリットがありますか。





最近よく「GビズID」を耳にしますが、 これはすぐに取得できるものなので しょうか。



【紙の通知書より早く受取・確認が可能】

納入告知書等の到着前に毎月の社会保 険料額を確認できるなど、これまでよりも早 〈各種情報・通知書の受け取り・確認がで きます。

【定期的に受取可能】

一度申し込めば、定期的に受け取れます。 これまでのような随時、電話等での連絡は 不要です。

【データの活用が可能】

電子データで受け取れるため、 社内システムで取り込み、自社で保有 するデータとの突合を行う等、業務 の効率化を図ることができます。

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が 不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。 また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<<u>事業所名・お名前・メール配信希望</u>>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届け

社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ) 〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階 発行責任者:社会保険労務士 岩田 健 執筆担当者:岩城 恵美



作成日:2023.01.19











案内されました。

GビズIDは、デジタル庁が運営してい

る認証システムです。

1つのアカウント(ID・パスワード)で複 数の行政手続きが可能となるサービス で、無料で利用することができます。

社会保険手続を電子申請するには「G ビズIDプライム(GビズIDで取得できる アカウントの一つ)」を取得する必要が あり、発行には2週間程度を要します。

取得・利用方法等の詳細は、右⑤コ マ上部の「電子申請・オンライン事業所 年金情報サービス GUIDE BOOK」 のURLよりご確認ください。



TEL:06-6868-1193 FAX:06-6862-4662 Mail: kcr@nkgr.co.jp